

短期暴露評価導入による農薬使用基準の変更について

残留農薬の摂取量について、従来の一曰摂取許容量（A D I）とあわせて急性参照用量（A R f D）による短期暴露評価も行われるようになりました。この評価方法の導入によって、ある農作物を一度に多量に食べたときの残留農薬摂取量がA R f Dを超えないよう農薬使用基準や残留基準値が変更される場合があります。農薬を使用する際は、メーカーの出すチラシなどで常に最新の使用方法を確認してください。不明な点がある場合は田村農業普及所（62-3113）までご連絡ください。

「農」ネット、とまとランドに行ってきました



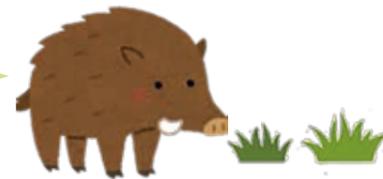
田村地域の若手農業者組織「田村の若い「農」ネットワーク」では、毎年恒例で視察研修会を開催しています。今年は平成26年11月14日にいわき市のとまとランドいわきで研修を行いました。県内随一の技術に触れると共に地元への地域貢献を考えた経営理念等について学び会員皆大変勉強になりました。

次年度以降も各地の先進地を視察するなど、活発に活動を展開していきます。



写真：とまとランドいわきでの視察研修の様子

鳥獣害県中地域研修会を開催



写真：研修会の様子

平成26年11月17日に農業総合センターにおいて「鳥獣被害対策県中地域研修会」を開催しました。当日は中央農研の竹内正彦主任研究員を講師に招き、県中地域で最も被害の多い獣種のイノシシについて、生態を踏まえ、防御柵の設置方法など効果的な対策について講演をいただきました。また、現地における適切な電気柵の設置方法について実習を行い、イノシシ対策について理解を深めました。

リサイクル適正 この印刷物は印刷用の紙にリサイクルできます。



普及だより
たむら

No. 212 2015.2

編集・発行
福島県中農林事務所田村農業普及所
田村郡三春町大字熊耳字下荒井176-5
TEL (0247) 62-3113(代)
FAX (0247) 62-6069

ホームページ

福島県中農林事務所田村農業普及所

経営所得安定対策に加入し、農業経営の安定を図りましょう

1) ゲタ対策とナラシ対策の交付要件が変更になります。

ゲタ^{*1}対策とナラシ^{*2}対策の対象者要件が変更となり、平成27年産から、**認定農業者、集落営農、認定就農者**であることが加入要件となりました（いずれも規模要件は課しません）。なお、対策を受けるための認定農業者の加入期限は6月末となります。

※1 ゲタ対策（畑作物の直接支払交付金）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆、そば等）について、生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付します。

※2 ナラシ対策（米・畑作物の収入減少緩和対策）

当年産の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補填します。

2) 認定農業者とは？

認定農業者は、5年後の農業経営の目標やその達成に向けた取組を書いた「農業経営改善計画」を作成し、その計画が市町に認められた農業者をいいます（下図）。認定期間は5年間です。詳しくは田村農業普及所、市町、JAにお問い合わせください。

～認定までの流れ～



多面的機能支払交付金を活用してみませんか？

多面的機能支払制度は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行います。地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものです。

多面的機能支払交付金は、以下に示す農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

農地維持支払い交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等



資源向上支払い交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成、ビオトープづくり・施設の長寿命化のための活動等



**稲発酵粗飼料(稲WCS)
生産組織「WCSタムラ」
が誕生しました！**

平成26年3月に稲WCS生産組織「WCSタムラ」が設立されました。構成員は、田村市船引町の畜産農家と耕種農家を中心とする11名で、昨年9月に初収穫を迎えました。収穫作業を委託された水田約16haの稲を専用機で収穫し、安全で牛の嗜好性の良い稲WCSが生産されました。

原発事故後、自給飼料生産基盤が揺らぐ中、「地域の水田を有効に活用し、安全な自給飼料を確実に生産したい。地域農業の再生に貢献したい。」という強い思いから、耕種農家と畜産農家が協力し合って、この取組みが始まりました。今後、地域農業活性化の起爆剤として、さらなる活躍が期待されます。

来年度のピーマン炭そ病対策はこれだ！！



福島県内一のピーマン産地である田村地域では、炭そ病の発生が主な減収要因となっており、今後のピーマン振興の大きな課題となっています。

そこで普及所では、JAたむらピーマン専門部会、JAたむら、農業総合センターと協力して、本病の対策のため、各生産者を定期的に巡回調査する発生実態調査を実施しました。今回の調査によって得られた結果をもとに、炭そ病対策研修会や専門部会実績検討会を開催し、生産者全員で次年度に向けての対策を行っていくこととなりました（調査の結果と対策は下図のとおり）。

調査結果

病気の発生が少ない生産者は、

- ①農薬の散布回数やタイミングが適切である
- ②土壌被覆資材の管理が適切に実施されている
- ③罹病果の摘果を行っている

管理方法の違いによる病気の発生消長が明らかに！



次年度以降の対策

- ①防除体系の修正
- ②タイミングを逃さない定期的な薬剤散布
- ③ほ場衛生管理の徹底
- ④適切な整枝



写真：炭そ病対策研修会の様子

経営改善は複式簿記記帳から！



複式簿記研修会基礎コースを平成26年12月15日から3日間開催し、17名の農業者が参加しました。税理士の板倉雄一郎先生が一連の流れや税務を、普及所がパソコン簿記の基礎を説明するという濃密なものでしたが、皆さん毎日熱心に受講していました。

1月からは実践コースとして7名の方が新たにパソコン簿記に取り組んでいます。



写真：簿記研修会の様子